

報告事項 3

熊本県少年保護育成条例に基づく立入調査について

令和6年7月から8月の「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」及び同年11月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせて、青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進するため、バッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場及び図書等販売店に対し、熊本県少年保護育成条例に基づく立入調査を以下のとおり実施した。

1 バッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場等への立入調査について

- (1) 実施時期
令和6年8月
- (2) 調査場所
県内のバッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場等 15店舗
- (3) 主な調査内容
 - ア 深夜（PM11:00～AM5:00）の営業の実態
 - ア 少年（18歳未満者）の深夜入場を制限しているか。
 - イ 少年の深夜入場を制限する掲示はあるか。
 - ウ 少年の深夜入場を制限する掲示の大きさは規定（縦1メートル×横0.4メートル）に合致するか。
- (4) 立入調査結果
 - ア 深夜の営業の実態
調査を実施した15店舗のうち、深夜まで営業している店舗は9店舗であった。
 - イ 少年の深夜入場の制限について
深夜まで営業している9店舗のうち、少年の深夜の入場を制限していないと認められる店舗は2店舗であった。
よって、同2店舗に対して、深夜における少年の入場を制限するよう指導した。
 - ウ 少年の深夜入場を制限する掲示について
深夜まで営業している9店舗のうち、少年の深夜入場を制限する掲示がない店舗は5店舗
（うち2店舗は、前記イの少年の深夜入場を制限していない店舗）であった。
よって、同5店舗に対して、少年の深夜入場を制限する掲示をするよう指導した。
 - エ 少年の深夜入場を制限する掲示の大きさは規定（縦1メートル×横0.4メートル）に合致するかについて
少年の深夜入場制限について掲示がある店舗は4店舗であり、そのうち、掲示の大きさが規定に合致しない店舗は2店舗

であった。

よって、同2店舗に対して、規定の大きさを掲示をするよう指導した。

2 図書等販売店への立入調査について

(1) 実施時期

令和6年11月

(2) 調査場所

熊本県内（熊本市内を除く）に所在する図書等販売店 55店舗

(3) 主な調査内容

ア 有害図書等を取り扱っているか

イ 少年に有害図書等の販売等をしていないか

ウ 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して陳列しているか

エ 有害図書等は店内の容易に監視できる場所に置いてあるか

オ 少年の目に触れさせない措置（下記①～⑤のいずれかの措置）はとられているか

① 有害図書等の陳列場所を、壁、カーテン、その他の物で仕切ること

② 有害図書等を、1冊ごとにビニールにより包装して陳列すること

③ 有害図書等を、概ね150センチメートル以上の高さに陳列すること

④ 有害図書等を、背表紙のみが客に見えるように陳列すること

⑤ その他の方法で、有害図書等を少年の目に触れさせないようにすること

カ 有害図書等を陳列する場所に少年の購入及び借受けを禁ずる旨を掲示しているか

キ 前記掲示の大きさが規定（縦1メートル×横0.4メートル）に合致するか

(4) 立入調査結果

ア 有害図書等の取扱い店舗

調査を実施した55店舗のうち、有害図書等を取り扱っている店舗は
18店舗

であった。

イ 有害図書等の少年への販売等

有害図書等を取り扱っている18店舗の全店舗において、少年への販売事実等は認められなかった。

また、必要に応じて、身分証明証、会員証、口頭などで年齢確認を実施しており、年齢確認の手段についても、特に問題は認められなかった。

ウ 有害図書等の区分陳列

有害図書等を取り扱っている18店舗のうち、区分陳列が不十分と認められる店舗は

1店舗

であった。

よって、同店舗に対して、区分陳列の徹底について指導した。

エ 有害図書等を置いている場所

有害図書等を取り扱っている18店舗の全店舗において、有害図書等を置いている場所は、店内の容易に監視できる場所であり、特に問題は認められなかった。

オ 少年の目に触れさせない措置

有害図書等を取り扱っている１８店舗のうち、「少年の目に触れさせない措置」に問題があると認められる店舗は

１店舗

であった。

よって、同店舗に対して、「少年の目に触れさせない措置」の徹底について指導した。

カ 少年の購入及び借受けを禁ずる旨の掲示

有害図書等を取り扱っている１８店舗のうち、少年の購入及び借受けを禁ずる旨の掲示がない店舗は

５店舗

であった。

よって、同店舗に対して、掲示をするよう指導した。

キ 少年の購入及び借受けを禁ずる旨の掲示の大きさ

少年の購入及び借受けを禁ずる旨の掲示をしている１３店舗のうち、掲示の大きさが規定（縦１メートル×横０．４メートル）に合致しない店舗は

７店舗

であった。

よって、同店舗に対して、規定の大きさについて指導した。